2016 年 11 月 16 日

日本口腔内科学会 COI 指針の策定について

日本口腔内科学会理事長　中村　誠司
利益相反委員長　野村　武史

この度，理事会におきまして，利益相反（COI）の開示に関する指針ならびに施行細則を制定することとなりました。この理由として，本学会が社会に向けて情報を発信する際に用いる手段の一つとして，人間を対象とする医学研究を産学連携で行う場合が考えられるためです。産学連携で医学研究を行う場合に，考慮しなければならないのは，医学研究の対象・被験者として健常人，患者などの参加が不可欠であるという点です。産学連携により，医学研究に携わる者には，一方において研究者としての立場で，資金及び利益提供者である製薬企業などに対する義務が発生し，他方においては医療人として，被験者の生命の安全，人権擁護をはかる職業上の義務が存在します。同一人におけるこのような二つの義務の存在は，時には実質的にも相反し，対立する場面が生じることになります。1 人の研究者をめぐって発生するこのような義務の衝突，利害関係の対立・抵触関係がいわゆる利益相反（Conflict Of Interest：COI）と呼ばれる状態です。利益相反状態にある場合は，医学研究に携わる会員の皆様と，依頼者である企業などとの経済的な利害関係を一定要件のもとに開示させ，研究の公平性と透明性を担保させることによって，被験者の人権と安全を守りながら研究を評価し，社会に対する説明責任を果たすことが必要となります。情報を開示することで公平性を保つことにより，産学連携による医学研究の実施正しく行われ，現場の医療改善に結びつくと考えられます。従いまして，今後，本学会が発するあらゆる情報に関して，利益相反の開示をお願いすることとしました。投稿論文におきましては投稿規定をご参照いただき，自己申告書の提出をお願いいたします。また総会・学術大会におきましては，発表者のかたは参加要項をよくご確認いただき，所定のフォーマットでの開示をしてください。本学会が法人格を有し，社会的責任が重みを増す中で，利益相反（COI）の開示は不可欠であるため，会員一同のご理解を賜りたいと思います。ただし，本指針や施行細則は，あくまでも学会の事業活動の公明性，中立性を担保するために制定されたものであり，この指針などに従ったからといって，法的責任を回避することにはなりません。また，申告内容の真偽，申告外の利益取得，申告書の保管期限経過後に発生した問題などについては法的責任を問われる可能性があります。一般的に言えることですが，学会の指針や規則・細則には，その上位にある「法令」の適用を回避させる効力がないことを併せてご理解下さい。以上会員各位にご報告申し上げます。

お問い合わせ先
一般社団法人日本口腔内科学会
〒 135-0033　東京都江東区深川 2-4-11
一ツ橋印刷株式会社　学会事務センター
TEL：03-5620-1953　FAX：03-5620-1960
e-mail：jsom@onebridge.co.jp